

立替金実施細則

制定 平成 30 年 7 月 23 日

(目的)

第 1 条 この細則は、本会が後見人等に選任された後、初回報告が家庭裁判所に提出されるまでの間に、本人の手許資金から支出できない費用が発生する場合、担当者の申請により、本会が一時的に資金を立替えることについて必要な手続きを定める。

(立替金の申請)

第 2 条 担当者は、上記資金が必要な場合、後見部会長の承認を得て、別に定める申請書用紙を事務局長に提出する。

(立替金の交付)

第 3 条 事務局長は申請後、特段の事情がない限りこれを認めるものとし、遅滞なく担当者に交付する。

(立替金額)

第 4 条 立替金は、5 万円を上限とする。

(返済)

第 5 条 担当者は、本人からの出金が可能になったら、直ちに本会に返済するものとする。

(疑義の決定)

第 6 条 この細則に定めのない事項又は定められた事項について疑義が生じたときは理事会で定める。

(細則の改廃)

第 7 条 この細則の改廃は、理事会で審議し、議決して行う。

附 則

1. この細則は、平成 30 年 7 月 23 日から施行する。

(管理責任者：事務局長)